

## 介護施設・障害福祉事業所へ新たに勤務する職員 (介護職員・支援員・相談員)に補助金を交付

職員不足解消のため、市内の介護施設および障害福祉事業所へ新たに勤務する場合に、補助金を交付します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

※障害福祉事業所については、令和6年度から新たに、グループホーム、相談支援事業所への就職者も対象となりました。



介護職員



障害福祉事業所  
支援員・相談員

### 対象資格と補助額

補助が受けられるのは、それぞれの職種で1人1回限りです。

#### 介護職員

対象資格など	対象要件	補助額
介護福祉士 社会福祉士	市内の介護施設への就職 + 県外から市内に転入	30万円
	市内の介護施設への就職	20万円
実務者研修修了者	市内の介護施設への就職	10万円
初任者研修修了者	市内の介護施設への就職	5万円

☑以下のすべてに該当する人

- ・就職時に対象資格を有している
- ・4月1日以降に新たに市内の介護施設へ就職する(12ヵ月以上介護職を離れた後、市内の介護施設へ再就職する人を含む)
- ・1週間の勤務時間が1年を平均して35時間以上、または1ヵ月140時間を超える勤務条件で介護施設と3年以上継続する雇用契約を締結する、または見込みである
- ・同一系列施設からの異動、または市内の他の介護施設などからの転職でない
- ・守山市および居住市町村の税などの滞納がない
- ・助成の返還が生じた場合の連帯保証人(成人した親族など1人)を立てられる

#### 入所施設およびグループホーム(支援員)

対象資格など	対象要件	補助額
介護福祉士 社会福祉士 精神保健福祉士	市内の障害者施設への就職 + 県外から市内に転入	30万円
	市内の障害者施設への就職	20万円
実務経験3年以上	市内の障害者施設への就職	10万円
上記以外	市内の障害者施設への就職	10万円※

※就職後、5万円を交付。その後、当該施設に3年以上勤務した場合、請求に基づき、さらに5万円を交付。

#### 計画相談支援事業所(相談員)

対象資格など	対象要件	補助額
相談支援専門員	市内の計画相談支援事業所への就職	15万円

☑以下のすべてに該当する人

- ・4月1日以降に新たに市内の対象事業所へ就職する(12ヵ月以上対象事業所を離れた後、市内の対象事業所へ再就職する人を含む)
- ・市外の障害福祉事業所などから、4月1日以降に市内の対象事業所へ就職する
- ・1週間の勤務時間が1年を平均して35時間以上、または1ヵ月140時間を超える勤務条件で対象事業所などと雇用契約を締結する
- ・同一系列事業所からの異動、または市内の他の障害福祉事業所などからの転職でない
- ・守山市および居住市町村の税などの滞納がない

☑勤務開始日(就職した日)から6ヵ月以内または、令和7年3月31日(月)のいずれか早い日までに必要書類を下記へ提出。

☎・介護保険課(介護職員について) ☎・☎(582)1127 ☎(581)0203

・障害福祉課(障害福祉事業所支援員・相談員について) ☎(582)1168 ☎(581)0203

## 福祉医療費受給券(助成券)の更新

現在お持ちの福祉医療費受給券(助成券)の有効期限は、乳幼児・子ども医療を除き、7月31日(水)までです(一部、例外あり)。

所得要件などを審査し、8月以降も引き続き対象となる人には、7月下旬に新しい受給券(助成券)を送付します(確認書類などが必要な人には、別途案内しますので、提出をお願いします)。

8月からは、新しい受給券と健康保険証を医療機関で提示してください。

☎国保年金課 ☎・☎(582)1120 ☎(583)9738

